## 1 臨床研究に対する施策 ~臨床研究法制化、拡大治験~

## いもと まさかつ 井本 昌克

厚生労働省医政局 研究開発振興課 治験推進室長

臨床研究を適切に実施するためには、研究責任者だけでなくCRCをはじめ生物統計家、DMなどの臨床研究を支援する支援体制が必要となる。このため、厚生労働省としては、数次の治験・臨床研究の活性化計画を通じて、臨床研究を実施するための人材育成の一環としてCRC研修等により治験・臨床研究を支える体制強化を図ってきた。

また、平成28年度より産業界からの協力を得て、生物統計家の育成プログラムをAMED事業として開始し、本年10月、東京大学大学院と京都大学大学院の2つの育成拠点を選定した。今後、各大学院において「生物統計講座」を新たに設置するとともに、東京大学大学院は「東京大学医学部附属病院」及び「国立がん研究センター」と、京都大学大学院は「京都大学医学部附属病院」及び「国立循環器病研究センター」と連携した育成拠点を形成し、座学だけでなくOJT研修も併せて実施される見込みである。

平成27年の医療法改正により、「臨床研究の 実施の中核的な役割を担う」病院として臨床研 究中核病院を位置づけ、平成28年10月31日 現在、8病院が指定されているところである。

また、欧米では臨床試験のルールをグローバル で統一化していくことで、アカデミアによる国際共 同臨床試験の活性化に向けた検討が進められて いることから、平成28年度より、改めて臨床研究 中核病院の中から国際共同臨床試験を円滑に 実施するための海外の学会等とのハブ機能を果 たし、情報収集や情報発信を行うセンターとして2 機関を選定した。

臨床研究中核病院との連携によるARO機能を活用した臨床開発の推進に加え、多施設共同臨床試験の事務手続きの迅速処理の観点からも、今後は中央倫理審査委員会(セントラルIRB)の整備と積極的な活用が望まれる。

ディオバン事件の原因究明と再発防止のために設置された「高血圧治療薬の臨床研究事案に関する検討会」の報告書を受けて設置された「臨床研究にかかる制度の在り方に関する検討会」における「臨床研究に関する信頼回復のためには、法的規制が必要」との結論に基づき策定された臨床研究法については、本年5月に国会に提出されたものであり、平成28年10月31日現在、国会で継続審議となっている。

なお、平成28年1月からスタートした拡大治験は、平成28年10月31日現在、医薬品で3件となっている。